

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第13回本部員会議

日 時：平成30年12月5日（水）

8時30分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

I 防疫措置の対応について

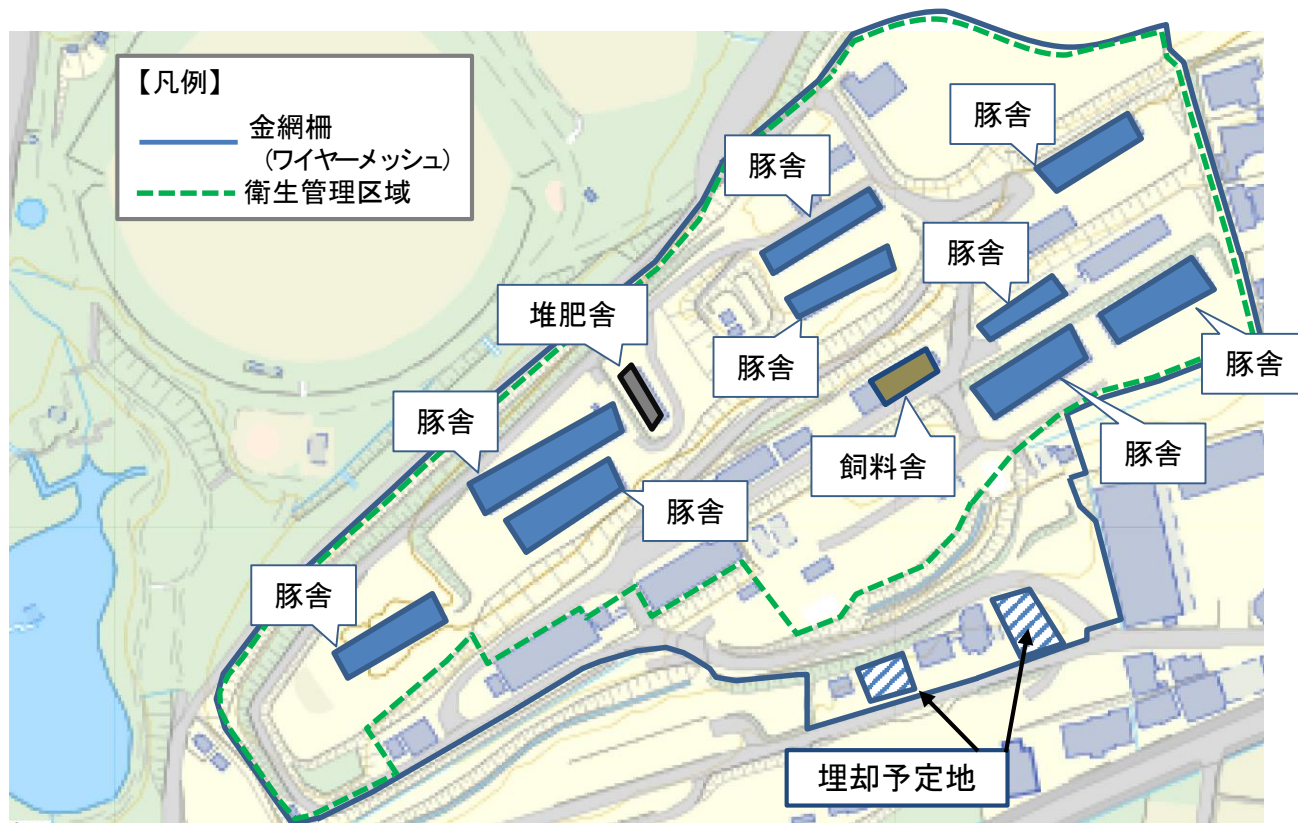
1 発生農場の状況

＜発生農場：岐阜県畜産研究所（美濃加茂市前平町3-8）＞



飼養状況 繁殖豚67頭 子豚 424頭 合計 491頭

＜養豚場敷地図＞

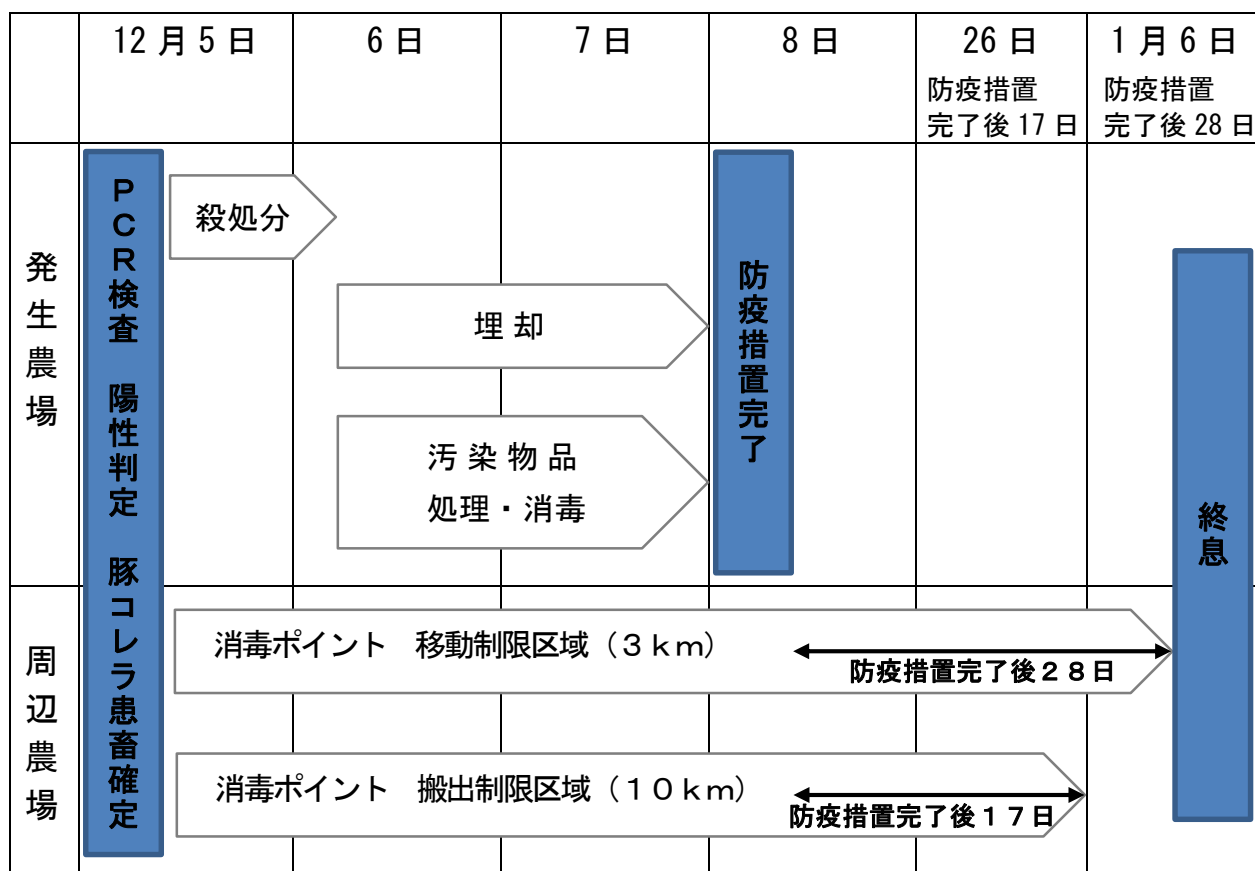


2 発生からこれまでの経緯

- 1 1月16日(金) 畜産研究所職員が食欲不振の豚1頭を確認
- 1 1月17日(土) 清浄性確認検査実施(30頭)(臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査:すべて陰性)
- 1 1月21日(水) 監視対象農場衛生監視プログラム適用(岐阜市畜産センター関連)
- 1 1月26日(月) 畜産研究所職員が食欲不振の豚1頭を確認
- 1 1月28日(水) 清浄性確認検査実施(30頭)(臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査:すべて陰性)
- 1 1月29日(木) 監視対象農場衛生監視プログラム解除
- 1 1月30日(金) 畜産研究所職員が食欲不振、嘔吐、呼吸器症状の豚
- ~1 2月2日(日) 2頭を確認
- 1 2月 3日(月)
- 9:45 中濃家畜保健衛生所へ連絡
- 畜産研究所職員が食欲不振、呼吸器症状の豚4頭を確認(発熱なし)(前日までの2頭+新たに2頭)
- 1 2:00 中濃家畜保健衛生所職員が立入検査を実施
- 1 7:15 PCR検査開始
- 1 2月 4日(火)
- 1 3:00 農研機構動物衛生部門でPCR検査開始
- 2 0:30 搬出制限区域内5農場への事前連絡
- 発生農場と交差の恐れのある農場(2農場)への事前連絡
- 1 2月 5日(水)
- 5:30 農研機構動物衛生部門の精密検査で患畜と決定
- 搬出制限区域内の5農場へ搬出制限を実施
- 発生農場と交差の恐れのある農場(2農場)に病原体を広げるおそれがある物品の移出を制限

3 防疫措置について

<スケジュール>



殺処分：豚コレラ患畜確定から、24時間以内に殺処分

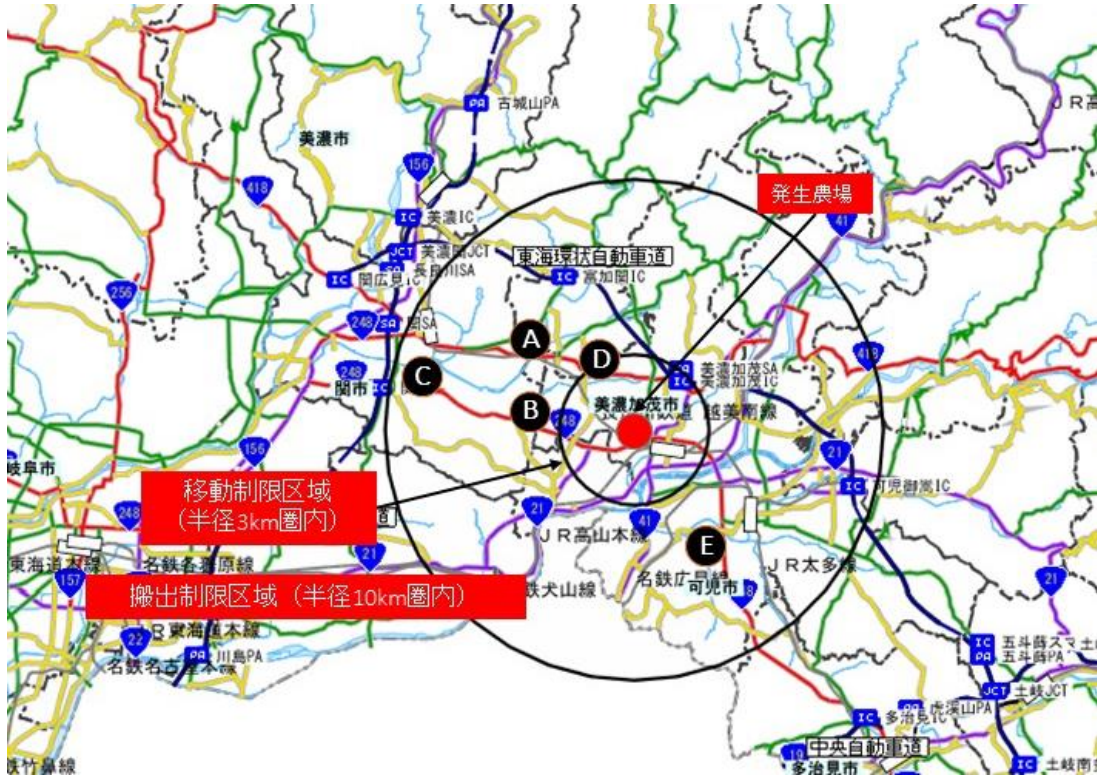
埋却：豚及び汚染物品について、72時間以内に埋却処分

<防疫体制（予定）>

殺処分、農場消毒	138名	(獣医60名、県78名)	
埋却作業	518名	(獣医1名、県415名、業者102名)	
消毒ポイント	1,116名	(県72名、市町36名、業者1,008名)	
集合場所等	145名	(県145名)	計 1,917名

4 移動・搬出制限区域について

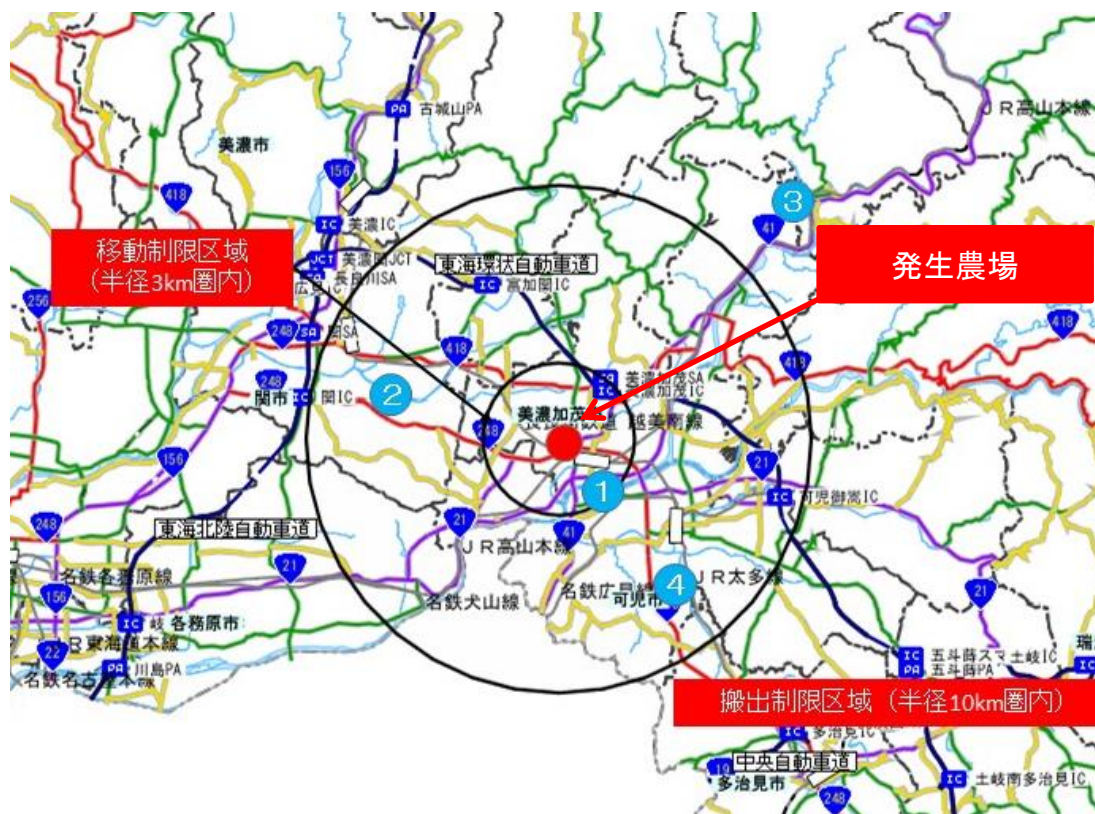
- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 km 圏内） 農場なし
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 10 km 圏内） 5 農場



搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）		
A	A 農場	7, 406 頭
B	B 農場	1, 055 頭
C	C 農場	1 頭
D	D 農場	503 頭
E	E 農場	13 頭
計	5 農場	8, 978 頭

[12月4日 9時現在]

5 消毒ポイントについて



	路線	場所
①	国道21号	美濃加茂市古井町
②	国道248号	関市西田原
③	国道41号	加茂郡七宗町中麻生
④	国道248号	可児市谷迫間

II 今後の対応について

1 搬出制限区域内の農場（5農場）の制限について

- ・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の搬出の制限

2 発生農場と交差の恐れがある農場（2農場）への対応

- ・病原体を広げるおそれがある物品の移出の禁止
 - ※ 家畜伝染病予防法第32条に基づく告示
- ・立入検査の実施
- ・1日2回の報告徴求

3 と畜場における対応について

- ・と畜場は「と畜場を再開するためのバイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入・出荷を継続

※ 畜産研究所のこれまでの防疫対応について

1 衛生管理対応

9月9日～

- ・国飼養衛生管理基準に基づく対応の徹底
※衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、畜舎の出入口付近の消毒槽の設置、専用服、長靴の使用 など
- ・上記に加え感染リスクを減らす研究所独自の取組を実施
※と畜場専用服・長靴の使用、職員の外部接触の制限（職員の出張原則禁止）、衛生管理区域に出入りする際にシャワーをあびる、職員の自家用車は研究所敷地外へ駐車など
- ・報告徴求に基づく報告を毎日2回実施
- ・豚舎まわりや道路への消石灰散布（週1回程度）

9月14日～（野生イノシシの感染確認以降）

- ・感染イノシシの確認が多発する畜産研究所養豚養鶏研究部関試験地へ職員が行った場合は、直帰するルールとする。

9月27日

- ・県より配布された消石灰の散布

9月30日～

- ・外部関係者の敷地内への侵入を禁止（郵便、新聞なども全て敷地外で受け取り）

10月11日～

- ・ウイルス防止対策の現地調査の実施と報告（週1回）

11月27日

- ・野生動物侵入防止対策状況を県に報告

2 野生動物侵入防止対策

<イノシシ等対策>

- ・敷地の周囲に金網柵（ワイヤーメッシュ）を設置（9月30日完了）
※約1km ※侵入入り口にも門扉を設置

<その他小動物>

- ・畜舎（3棟）、飼料庫にねずみ捕獲機を設置
- ・畜舎の入口、窓等に防鳥ネットを設置（5棟）

<その他対策>

- ・たい肥舎：扉（ビニールカーテン）の設置
- ・死体保管：冷凍庫内で保管
- ・飼料保管：建屋内で保管
- ・衛生管理区域：専用服と長靴の使用
- ・豚舎毎：専用長靴の使用。豚舎毎に担当決める。
踏み込み消毒槽の設置